

## 前払式証票の規制等に関する法律施行規則(平成二年大蔵省令第三十二号)

	現行
改正案	(適用除外)
第四条 前払式証票の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第百九十三号。以下「令」という。)第五条第一号ホに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。	(新設) 一 全国健康保険協会 二 国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会 三 国民年金基金又は国民年金基金連合会 四 独立行政法人農業者年金基金
	(適用除外) 第四条 前払式証票の規制等に関する法律施行令(平成二年政令第百九十三号。以下「令」という。)第五条第一号ホに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。